

伊賀市環境基本計画

～**いま**がんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」



(にん太くん)

伊賀市



(しのぶちゃん)

目次

はじめに	1
第1章 計画の基本的な考え方	2
1 計画策定の背景	2
2 国際的な動向	4
3 国の動向	6
4 三重県の動向	7
5 これまでの本市の取り組み	8
6 計画策定の目的と位置づけ	9
7 計画の期間	10
8 計画の対象地域	10
9 対象とする環境の範囲	10
第2章 本市の概況と本市を取り巻く環境の現況	11
1 本市の概況	11
(1) 本市の位置	11
(2) 人口	12
(3) 土地利用	12
(4) 上下水道	13
(5) 交通	14
2 本市を取り巻く環境の状況	15
(1) 豊かな自然	15
(2) 生活環境	16
(3) 資源循環	17
3 環境意識	18
(1) 「環境に関する市民等意識調査」の結果概要と傾向	18
第3章 望ましい環境像実現のために	21

1 施策の体系	2 1
2 伊賀流自治の視点から	2 1
3 SDGsの視点から	2 1
4 環境基本条例・環境保全都市宣言	2 2
5 望ましい環境像及び基本目標・基本施策・実践すべき環境行動	2 2
基本目標1 地球環境	24
基本目標2 資源循環	27
基本目標3 豊かな自然	30
基本目標4 生活環境	33
基本目標5 文化環境	36
基本目標6 環境教育	39
地域別環境配慮	42
第4章 計画の推進	4 5
1 計画の推進体制	4 5
2 計画の進行管理	4 6

はじめに

伊賀市（以下「本市」）では、これまで「伊賀市環境基本計画」（2007（平成19）年度～2015（平成27）年度）（以下「前計画」）を策定し、本市の良好な環境維持に取り組んできました。

しかし、近年、新たに地球規模レベルで、地球温暖化による異常気象の発生、マイクロプラスチックによる海洋汚染などの環境問題が顕在化してきました。さらに、これらの環境問題に対応するための人材を、継続的に養成していくことも重要な課題となっています。

本市においても、最近、地球温暖化により、平均気温の上昇、真夏日や猛暑日の増加、真冬日の減少などがみられるようになりました。地球温暖化は、私たちの生活様式や生態系への影響などが想定されており、このまま温室効果ガスの排出量を削減しなければ、本市でも、高温による熱中症の発症頻度の増加や、この地方のブランドである伊賀米などの農作物への影響が懸念されます。

また、本計画の策定を進めるなかで、2022（令和4）年2月24日、ロシアによるウクライナへの本格的な軍事侵攻開始のニュースが報じられました。以降、私たちは、テレビなどのマスメディアだけでなく、SNS等を活用した現地の一般市民等による情報発信により、苛烈な人権侵害はもちろんのこと、大量のエネルギー消費やCO₂排出、膨大な廃棄物の発生、自然環境の破壊など、戦争による環境破壊とはどういったものかを、日々、リアルタイムで目の当たりにしています。これにより、「人権」に加え、「地球環境保全」の観点からも、反戦・非核平和に取り組む重要性を改めて認識することとなりました。

これら新たな環境問題に対応することや、現状良好である大気、水環境、騒音・振動などの環境を維持していくために、本市では、今回「伊賀市環境基本計画」（2023（令和5）年度～2030（令和12）年度）（以下「本計画」）を新たに策定し取り組んでいくこととしました。

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

戦後、日本は高度経済成長と呼ばれる急速な経済発展を遂げました。しかし、経済発展の代償として、各地で大気汚染、水質汚濁などの公害問題が発生しました。

その公害問題に対応するため、1967（昭和42）年8月3日に「公害対策基本法」が制定・施行され、環境問題の改善が図られてきました。しかし、近年、私たちを取り巻く環境問題は大きく変化しており、それに対応すべく「環境基本法」が1993（平成5）年11月19日に公布・施行されました。

1990年代から2010年頃にかけての環境問題は、生活の利便性を高めるため、様々な化学物質を用いた製品製造等による公害問題や経済活動優先の大量生産・大量消費・大量廃棄にともなうごみの不法投棄問題が主なものでした。当時、この問題に対応するため、「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」の改正等により、ダイオキシン類やフロン類が規制され、「資源循環基本法」等により、廃棄物のリサイクルが進められてきました。

しかし、2010年代に入り、このような地域の環境問題だけでなく、化石燃料の使用等温室効果ガス増加による地球温暖化に起因する気候変動問題や、レジ袋等マイクロプラスチックによる海洋汚染問題等、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題が認識されるようになってきました。これらの新たな環境問題に対応するため、国連等を中心に世界中の多くの国や地域が参加した温室効果ガス削減目標の設定等、国際的な取り組みが行われています。

本市では、「伊賀市環境保全都市宣言」、「伊賀市環境基本条例」に基づき、「前計画」を策定し、その計画に沿った施策を推進するとともに、身近な河川の水質監視や環境保全に関する市民活動の推進により、良好な環境を保ってきているものの、温室効果ガスであるCO₂の排出量は、現状維持であり減少傾向はみられていません。

また、21世紀は、二度にわたる世界大戦を経験した20世紀の反省のもとに「人権の尊重が平和の基礎である」という教訓を得たことから「人権の世紀」と呼ばれています。同時に、環境問題が地球上の全ての国や人々にとって共通の課題であり、国際的な連帯のもとに経済的・社会的な発展とも結びつけながら取り組む必要があることから、「環境の世紀」とも呼ばれています。

人権は誰もが幸せに人間らしく暮らしていくための大切な権利です。人類が共存できる環境を保全することはこの権利と密接にかかわっており、環境問題は、私たちの基本的人権と深く関わる問題なのです。

本市は、俳聖松尾芭蕉生誕の地として知られていますが、現在、俳句のユネスコ無形文化遺産登録の運動を進めています。そのなかで、身近な自然の観察や日々の生活を主題とすることにより、自然保護の心や人々の相互理解を生み、ひいては世界の平和へとつながる俳句の優れた普遍性や恒久平和への理念を掲げています。

実際に芭蕉は、伊賀から江戸に出た当初、神田上水の改修工事に現場監督のような立場で携わったといわれています。芭蕉は、自然の脅威や恩恵、様々な環境的課題を克服し経済的・社会的に発展する人々の知恵や努力を十分に理解した上で、自然環境や生活環境へのまなざしを独自の芸術に高めたといえる

のではないのでしょうか。

本市は、趣のある伊賀上野城を中心とした市街地と、その周りには農村地帯と里山があり、都市と自然が調和する魅力的な街です。この魅力ある本市の自然や地域の環境及びかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくことは、私たち市民の責務です。

「人権の世紀」「環境の世紀」という言葉を、虚しい掛け声に終わらせないためにも、今回新たに本計画を策定し、地球環境保全のため、地域の課題に取り組むことで、国際社会の一員としての責務を果たせるように努めます。

なお、本計画の取り組みにあたっては、「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下「SDGs」）、「PDCAサイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）」などの考え方を取り入れ実施することとします。

2 国際的な動向

国際的な動向として、2015（平成 27）年 9 月に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットで採択され「SDGs」が掲げられました。

これは、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため、17 の国際目標（ゴール）とこれに紐づけられた 169 のターゲットと 232 の指標により構成され、持続可能な開発の側面（環境・経済・社会）は一体不可分という考えを基本としています。



■ Sustainable Development Goals (SDGs) 出典：国際連合広報センター

また、近年の急速な気温上昇に伴う気候変動を抑制するため、1997（平成 9）年に採択された「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意として、2015（平成 27）年に、パリで開催された COP21 で「パリ協定」が採択されました。この協定では「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することとされました。

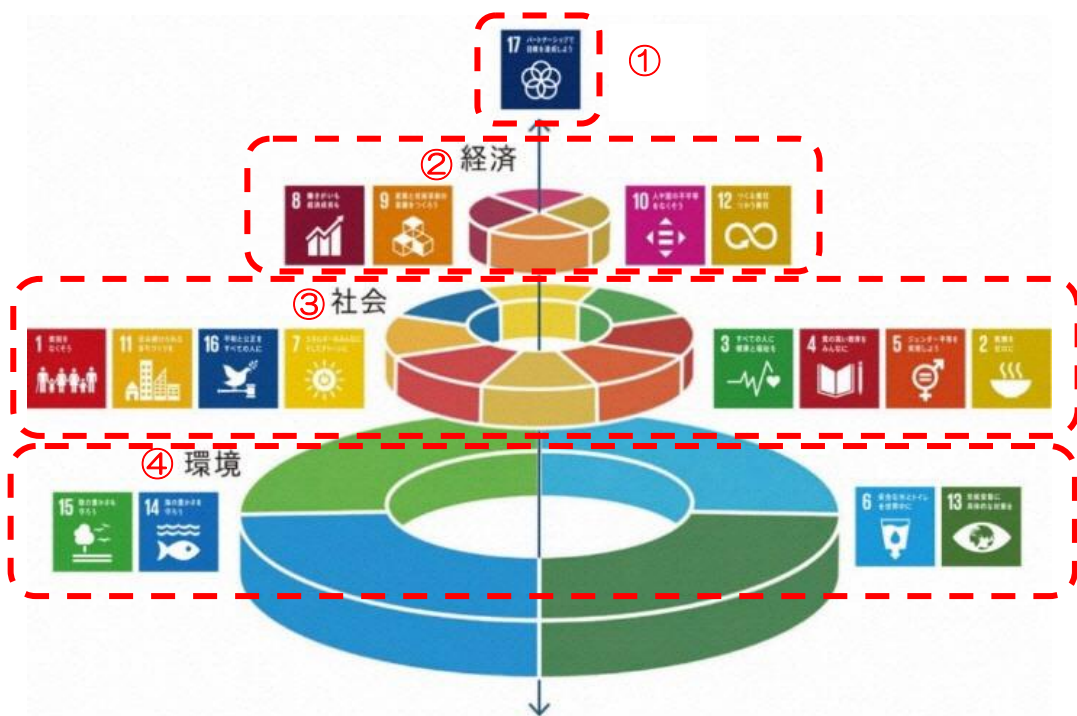
さらに、この協定では温室効果ガスの長期目標設定や、削減目標を 5 年ごとに提出・更新することなどが求められています。

このように、「誰一人取り残さない」という SDGs の基本理念のもと、発展途上国を含む世界各国の人々が 17 の国際目標（ゴール）達成のため取り組んでいます。

本市でも、持続可能な社会の実現には、市民、市民団体、地域、事業者、行政などが 17 の国際目標（ゴール）に向けて参加し、取り組みを図っていくことが大切であり、本計画においても、このような SDGs の視点を取り入れ、市民、市民団体、地域、事業者、行政などが一体となり取り組むことで、本市が持続可能な社会を実現できることをめざします。

次ページでは、SDGs の考え方をウエディングケーキに例えて示していますが、持続可能な開発・発展には「環境」「経済」「社会」のバランスをとることが欠かせません。

SDGs ウエディングケーキモデル



■SDGs ウエディングケーキモデル 出典：国際連合広報センター

このモデルは、スウェーデンの首都・ストックホルムにあるレジリエンス研究所の所長が考案した、“SDGs の概念”を表す構造モデルです。

- ①SDGs のゴールの一つである「17：パートナーシップで目標を達成しよう」をケーキの頂点とし、その下に3つの側面（階層）「②経済」、「③社会」、「④環境」により構成されています。この3つの側面（階層）の並びにはそれぞれ意味があります。
- ②「経済」の発展は、生活や教育などの社会によって成り立ちます。
- ③「社会」は、人々が生活するために必要な自然の「環境」により支えられていることを意味しています。
- ④「環境」は、全ての目標達成のための土台であることを示しています。SDGs の各目標は幅広い分野にわたっていますが、環境に関するゴールは全ての基盤となっています。

3 国の動向

国は、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定し、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現を示しました。

この施策を展開するためSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するというアプローチとともに、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を示しました。

また、地球温暖化の抑制については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの施行により地球温暖化対策を実施しています。さらに、2030（令和12）年に温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比46%削減、2050（令和32）年度には、脱炭素社会を実現するため、カーボンニュートラル（温室効果ガス実質排出ゼロ）に向けての取り組みも発表し、その推進のため、地域での再生可能エネルギー事業推進を中心にした地方創生事業も創設しています。



■「第5次環境基本計画」における「地域循環共生圏」

出典：環境省「第五次環境基本計画の概要」

4 三重県の動向

三重県は、2012（平成24）年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」を策定しました。その後、SDGs 達成に向けたグローバルな合意がなされ、またパリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから、2020（令和2）年3月に改定を行いました。

この計画では、SDGsの考え方を取り入れ、目標年度を2030（令和12）年度とし、Ⅰ.低炭素社会の構築、Ⅱ.循環型社会の構築、Ⅲ.自然共生社会の構築、Ⅳ.生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上をめざすこととしています。（スマート社会みえ）



■三重県環境基本計画の施策体系図 出典：三重県環境基本計画

5 これまでの本市の取り組み

本市では、「恵み豊かな環境を保全し、さらに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受し、それらを次世代に継承していく」ことなどを基本理念として、2004（平成 16）年 11 月に「伊賀市環境基本条例」を制定しました。2005（平成 17）年 12 月に、「環境保全都市宣言」を行い、2007（平成 19）年度には、「恵み豊かな環境の保全と安全と快適な生活を営むことができる環境を確保するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進と幸福に暮らせる持続可能な社会の実現」をめざすことを目的とした前計画を策定し取り組んできました。

さらに、地球温暖化対策として、2021（令和 3）年 3 月に「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、本市が行う事務事業について、「伊賀市 EMS」活動を通じて、温室効果ガス削減にも取り組んでいます。



伊賀市環境センター



伊賀市役所公用車
（電気自動車）



伊賀市さくらリサイクルセンター
太陽光発電設備



伊賀市役所
電気自動車急速充電器

また、本市は、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村と3府県を跨ぐ「伊賀・山城南・東大和定住自立圏」（略称「伊賀城和定住自立圏」）を形成し、相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域に暮らす全ての住民が幸せを実感できる地域を形成するとともに、圏域への定住を促進する取り組みを進めています。

各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上に向けた取り組みを進めていく「地域循環共生圏」の推進にあたっては、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域である木津川流域の近隣自治体と形成している「伊賀城和定住自立圏」による「流域圏 SDGs」の視点が不可欠です。

6 計画策定の目的と位置づけ

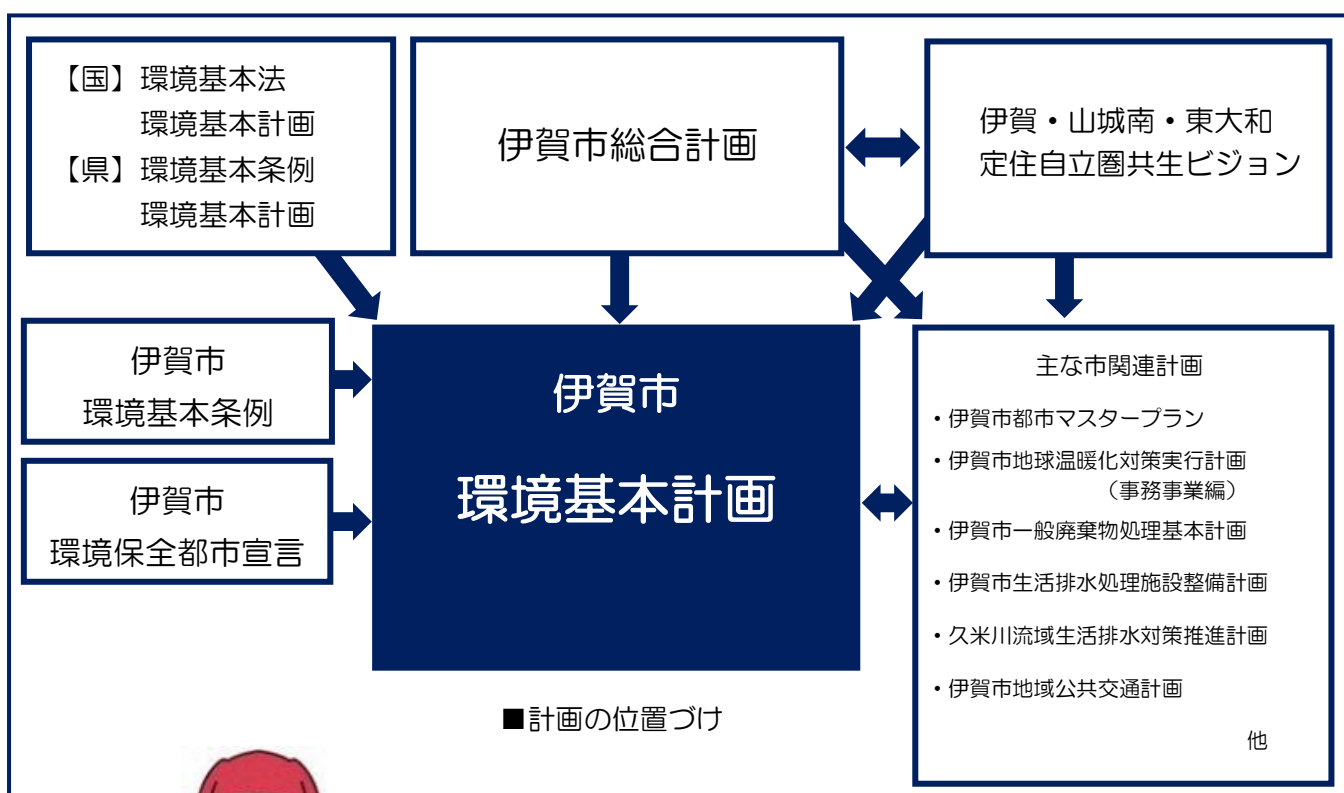
この計画は、前計画が 2015（平成 27）年度で終了したことや本市を取り巻く環境が大きく変化していることなどを踏まえ、「伊賀市環境基本条例」（2004（平成 16）年 11 月 1 日制定）に基づき、その基本理念を具体化する目的で策定します。また、本市の「環境保全都市宣言」の理念に基づき、豊かな自然環境に恵まれた安全で快適な生活ができる環境を、長期に亘り確保するとともに、循環型の環境に配慮したまちづくりの推進や持続可能な社会の実現をめざします。

市民、市民団体、地域、事業者、行政が、それぞれの日常生活や事業活動において、具体的に環境保全活動の取り組みを明らかにします。

また、国、三重県、その他関連計画などの上位計画や本市の関連計画と整合を図りながら、環境行政の基本的方向を示します。

特に、本市のまちづくり全体の指標となる「第2次伊賀市総合計画・第3次基本計画」（2021（令和 3）年 6 月策定）（以下「総合計画」）があり、本計画は、「総合計画」が示す将来像「『ひとが輝く 地域が輝く』伊賀市」の実現を環境分野からめざします。

本計画において設定する「地球環境」「資源循環」「豊かな自然」「生活環境」「文化環境」の5つの環境分野の保全・推進及びその担い手を育成する「環境教育」の実施にあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進します。

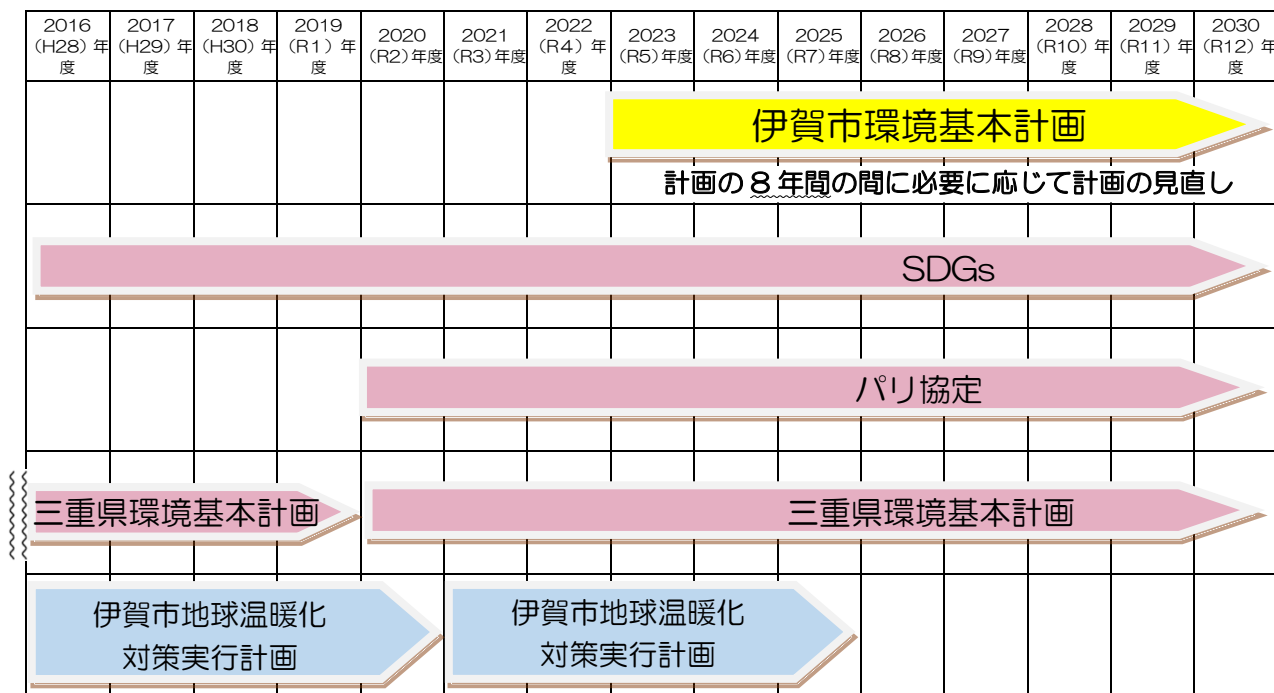


色々な計画に関係しているのね！

7 計画の期間

本計画は、SDGs、パリ協定目標年度及び三重県環境基本計画と整合を図るため、計画の期間は、2023（令和5）年度から2030（令和12）年度までの8年間とします。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて見直します。



■各計画の期間

8 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、本市を含む広域的な環境問題・地球環境問題など、本市域だけで解決できないものについては、近隣の市町村や国・県などと連携、協力を図り、広域的に対応します。

9 対象とする環境の範囲

この環境基本計画の対象とする環境の範囲は、「地球環境」、「資源循環」、「豊かな自然」、「生活環境」、「文化環境」まで多岐にわたります。それぞれについて、対応すべき環境問題を以下に示します。

区分	対象とする環境の範囲(対応すべき主な環境問題)
地球環境	地球温暖化・CO ₂ 等削減・気候変動等
資源循環	廃棄物・リサイクル等
豊かな自然	森林・農地・河川・動植物等
生活環境	大気・水・騒音・振動・悪臭・土壌等
文化環境	文化遺産の保全活用・多文化共生・平和尊重等

第2章 本市の概況と本市を取り巻く環境の現況

本市の概況と本市を取り巻く環境の現況は次のとおりです。

1 本市の概況

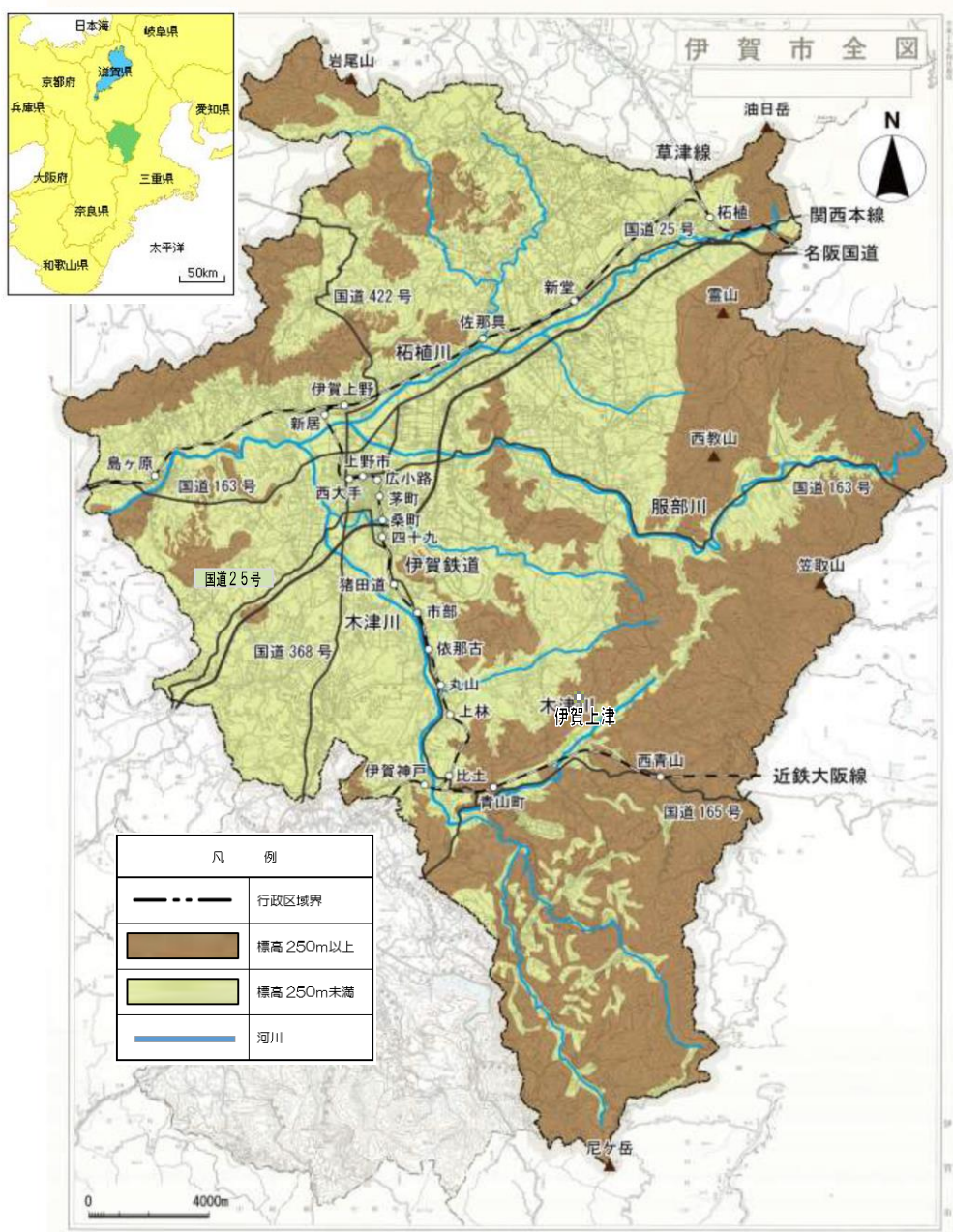
(1) 本市の位置

本市は面積 558.23 km² で、京都府、奈良県、滋賀県と県境を接しています。

東側は鈴鹿山脈と布引山地に、西側は笠置山地に、南は室生火山群に、北側は信楽高原の山地に囲まれた伊賀盆地に位置しています。

水系は、大阪湾に流れ込む淀川の源流域であり、近畿圏域の水源域となっています。

また、かつて琵琶湖が本市域にあったことから「古琵琶湖層群」と呼ばれる地層が分布しています。



(2) 人口

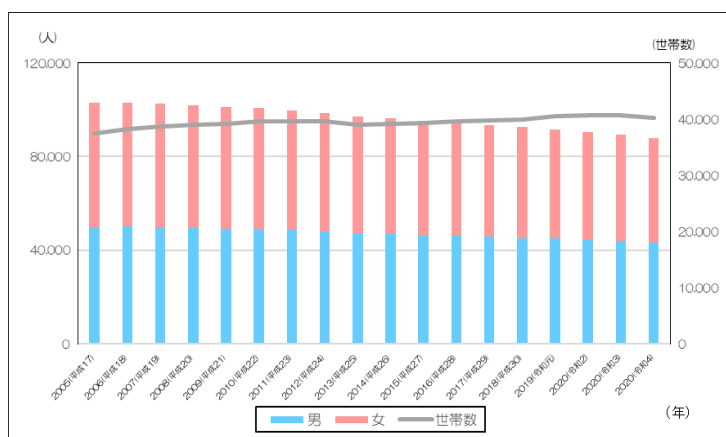
人口	87,789 人	男性 43,091 人
		女性 44,698 人
世帯数	40,368 世帯	

出典：住民基本台帳（2022(令和4)年4月30日現在）

人口は緩やかに減少している一方で世帯数は緩やかに増加しています。

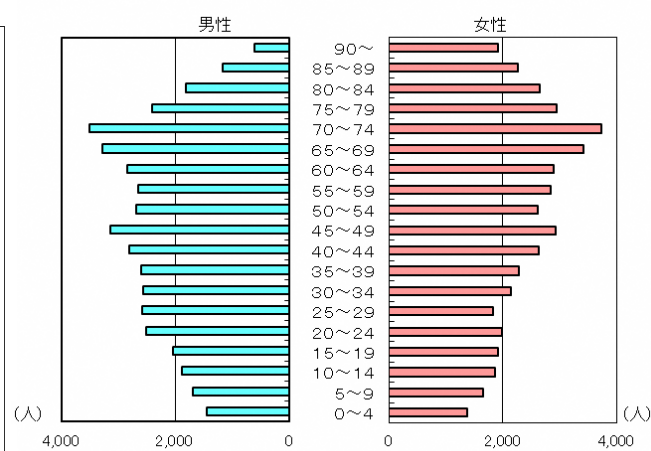
年齢層別の人口構成は、男女とも70～74歳が多く、最多の年齢層となっています。

■人口／世帯数の推移



出典：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢別男女別人口構成



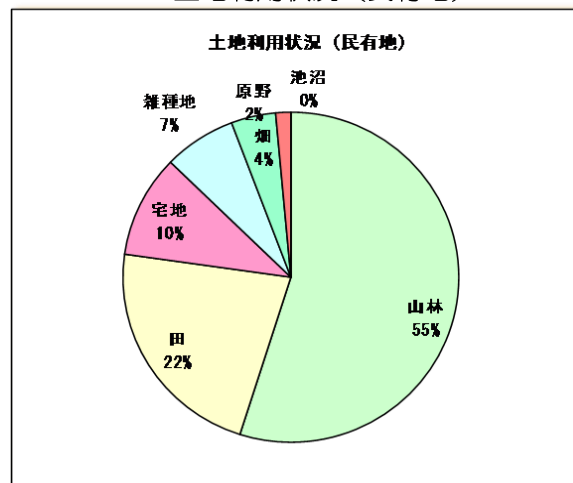
出典：住民基本台帳（2020（令和2）年）

また、本市の昼間人口においては、15歳以上の通学流動で隣接するほぼすべての地域に対して流出超過となっていますが、他地域から通勤者が多く流入していることにより、全体として昼間流入人口が流出人口を上回っています。

(3) 土地利用

市域の北西部に位置する上野盆地中央部に造られた近世の上野城下町をもとに中心市街地が形成されました。この周囲を取り巻くように農地があり、さらに、それらを山林が取り巻いています。民有地 279.56km²の土地利用状況を示します。

■土地利用状況（民有地）



出典：伊賀市統計書（令和2年度版）

(4) 上下水道

【上水道】

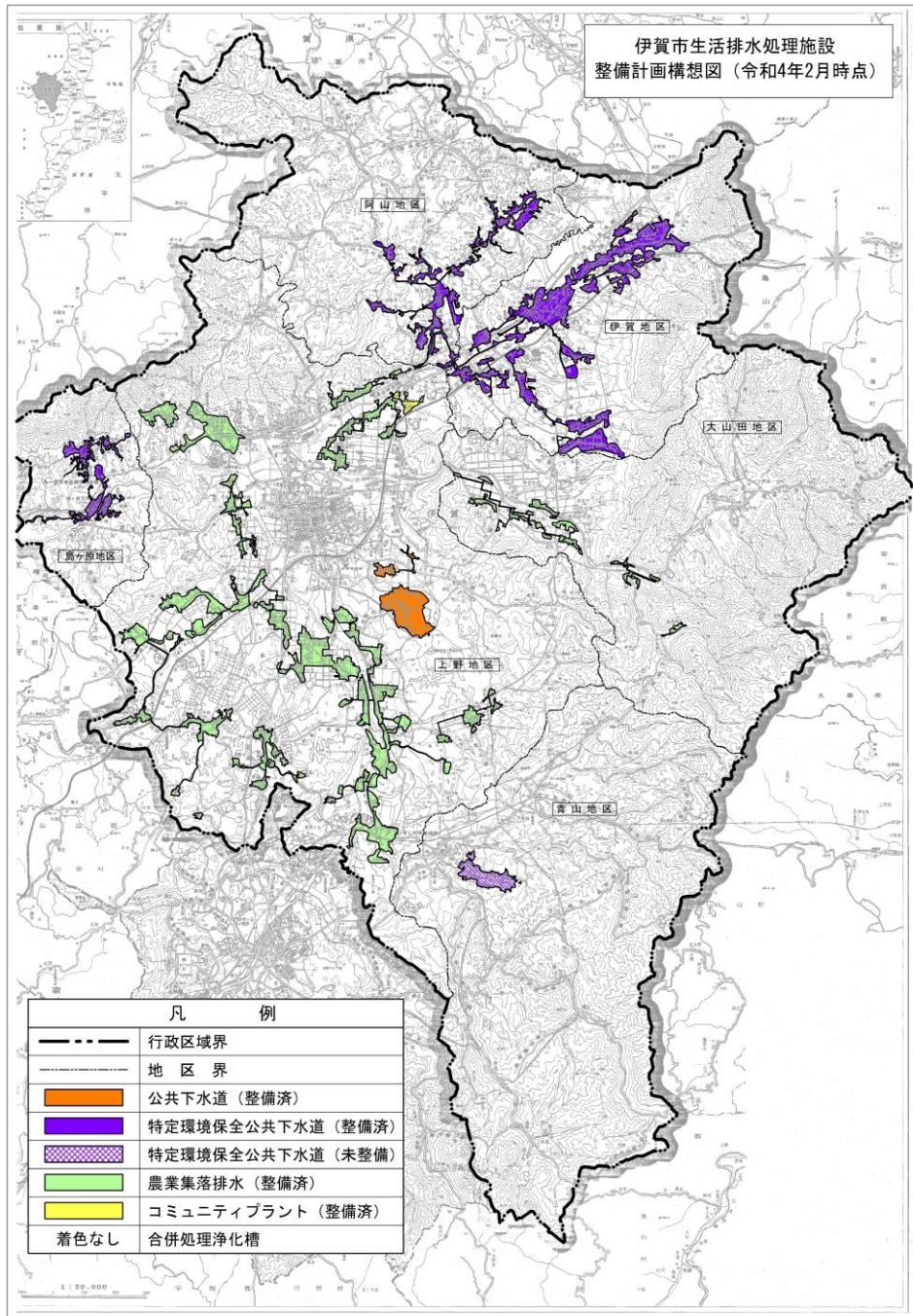
水道は日常生活に直結し、健康を守るために欠くことのできないものであり、公衆衛生の向上と生活環境の改善など重要な役割を担っています。

2021（令和3）年度末の水道給水普及率は、99.6%です。

【下水道】

し尿や生活排水を処理する污水处理施設は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全など重要な役割を担っています。

2021（令和3）年度末の污水处理人口普及率は、83.4%です。



■ 伊賀市生活排水処理施設整備計画構想図

出典：伊賀市生活排水処理施設整備計画（令和4年2月策定）

2 本市を取り巻く環境の状況

(1) 豊かな自然

① 地形・地質・河川

本市の地形・地質の特徴は以下のとおりです。

- ・盆地内は沖積平野が狭く、台地・丘陵が広く分布しています。
- ・丘陵は基盤である花崗岩、片麻岩類を不整合に覆う古琵琶湖層群からできています。

これは、現在の琵琶湖がかつて伊賀盆地にあった時代の堆積物です。

- ・盆地内には柘植川、服部川、久米川、比自岐川、木津川が流れています。

淀川の一次支川である木津川の水系で、すべて大阪湾に注がれています。

- ・年間の降水量が少ないため、ため池が点在し農業用水として利用されています。

② 気候

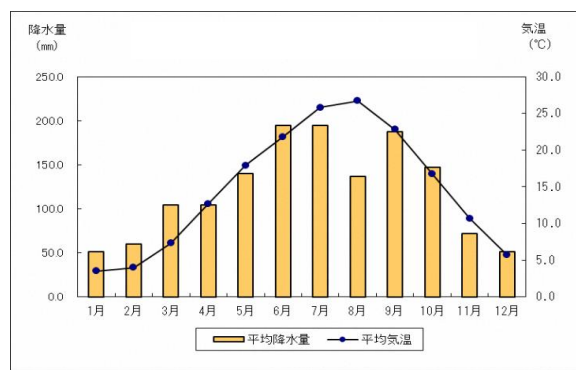
本市の気候は、周辺部を除き概ね内陸気候です。

この気候の特徴は寒暖差が大きく、降水量が少ないとされ、降水量の年間平均は、約 1,400mm となっています。

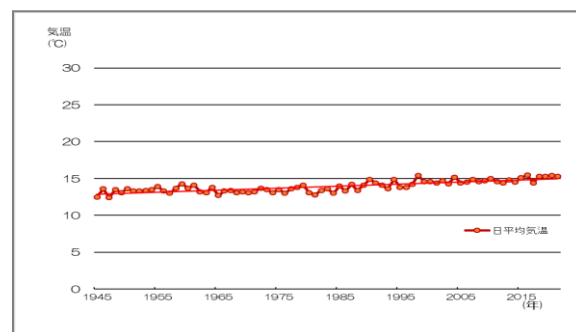
日平均気温は徐々に上昇しており、2010 年代後半からはほぼ毎年 15℃を超えています。

- ・最低気温は、2012（平成 24）年 2 月に観測した -8.2℃です。
- ・最高気温は、2018（平成 30）年 7 月に観測した 38.0℃です。
- ・冬日の日数は減少しています。
- ・一方、真夏日、猛暑日は増加傾向にあります。

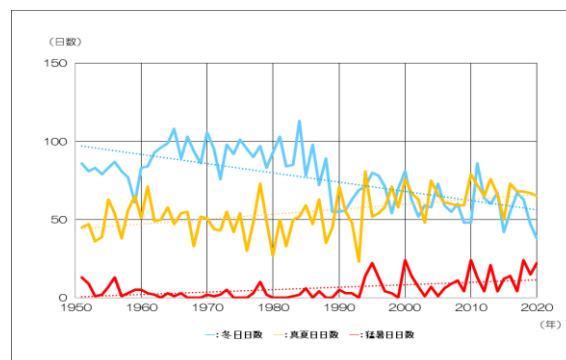
このように、本市においても日平均気温が上昇傾向にあることから、本計画においても基本目標の一つとして温室効果ガスの削減に取り組む必要があります。



■本市の平均降水量と平均気温
(1991～2020 年) (出典：気象庁 HP)



■本市の日平均気温の変化 (出典：気象庁 HP)



■冬日・真夏日・猛暑日の日数 (出典：気象庁 HP)

③ 植物・動物

- ・本市の植生は、古くから人手が入り、ほとんどが人為的影響下にある代償生物植生です。
- ・市の北部の平野・丘陵部は、アカマツ林、山地部はアカガシなどのカシ林が占めています。
- ・市の南部・東部は、スギ、ヒノキの人工林が多くを占めています。
- ・伊賀盆地の湿地帯には、サギスゲ、ヤチスギラン、トキソウ、ミミカキグサ類、タヌキモ類の湿地性希少生植物がみられます。
- ・国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオが服部川上流や、河合川上流、木津川上流に棲息しています。

(2) 生活環境

① 大気

- ・大気質のモニタリングは三重県により実施され、概ね環境基準は達成されています。
(モニタリング地点は、緑ヶ丘中学校ほか ※詳細は参考資料に記載。)
- ・測定項目ごとの環境基準達成は次のようになっています。(※詳細は参考資料に記載)
二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)については、概ね環境基準を達成しています。
光化学オキシダントについては、環境基準未達成の状況です。(県内すべての測定地点で未達成)
ダイオキシン類については、環境基準を達成しています。

② 水・底質

《河川水》

- ・水質のモニタリングは三重県により実施され、概ね環境基準は達成されています。
※モニタリング地点は、木津川水域(大野木橋、岩倉橋、島ヶ原大橋)、柘植川水域(山神橋)、服部川水域(伊賀上野橋)、久米川水域(芝床橋)、比自岐川水域(柘川橋)の7地点。
- ・7地点のうち久米川(芝床橋)を除き、生物化学的酸素要求量(BOD)は、環境基準を達成しています。
- ・ダイオキシン類は、概ね環境基準を達成しています。

《地下水》

- ・地下水質のモニタリング(ダイオキシン類含む)は三重県により実施され、環境基準を達成しています。

《底質》

- ・底質のダイオキシン類のモニタリングは三重県により実施され、環境基準を達成しています。

③ 騒音・振動

《騒音》

- ・環境騒音は、本市が測定しており、概ね環境基準を達成しています。

《振動》

- ・道路交通振動の限度（要請基準）について、本市が測定しており、要請基準を達成しています。

④ 悪臭

- ・悪臭に関して環境基準は設定されていませんが、本市では定期的に調査を実施しており、調査結果は基準値以内となっています。
- ・なお、悪臭に関する法律には「悪臭防止法」があります。この法律は、規制地域内の全ての事業場の事業活動に伴って発生する悪臭に適用される法律で、旧上野市の全域、旧伊賀町及び旧青山町の都市計画区域が規制地域となっています。

⑤ 土壌

- ・三重県によりダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成しています。

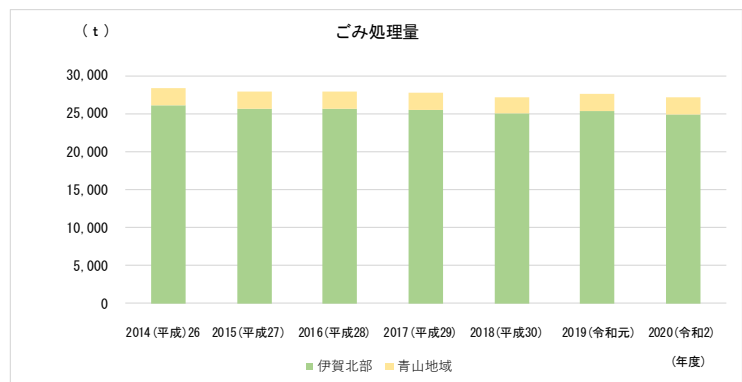
(3) 資源循環

《ごみ》

- ・本市のごみ処理量は、人口の減少とともに減少傾向にあります。
- ・ごみの不法投棄は年間約 10.4t あり、伊賀市さくらリサイクルセンターや伊賀南部クリーンセンターなどに搬入されています。

【2019（令和元）年度】

- ・市民などに向けた“伊賀市ごみ分別アプリ”を導入し、ごみの分別区分や出し方などの配信サービスを行っています。



出典：伊賀市

■さくらリサイクルセンター及び伊賀南部クリーンセンターで処理されたごみの量

《し尿》

- ・し尿の処理は、伊賀市浄化センター「さらら」で実施しています。
「さらら」では、し尿の汚濁物質を微生物の力で除去し、汚泥と処理水に分ける膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、環境への負荷低減を図っています。

3 環境意識

本市では、本計画の策定にあたり、広く市民等の環境に対する意向や意見、環境保全への取り組みなどについて聞き、計画に反映させるため「環境に関する市民等意識調査」を実施しました。

調査は、市民 1800 人、事業所 200 社に対し実施しました。

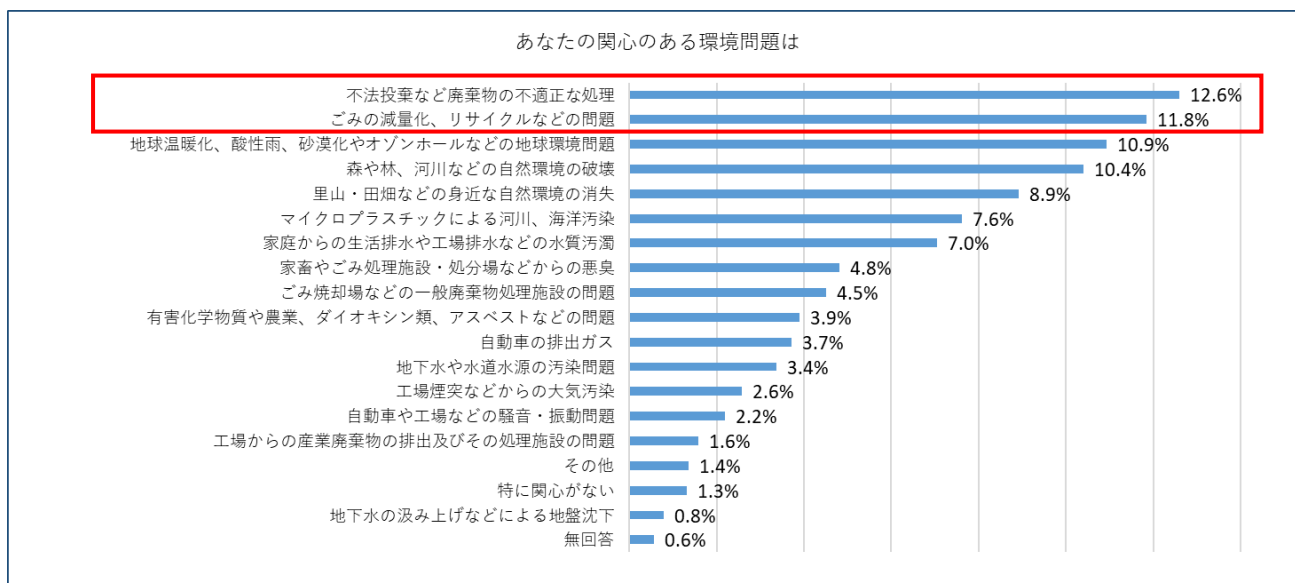
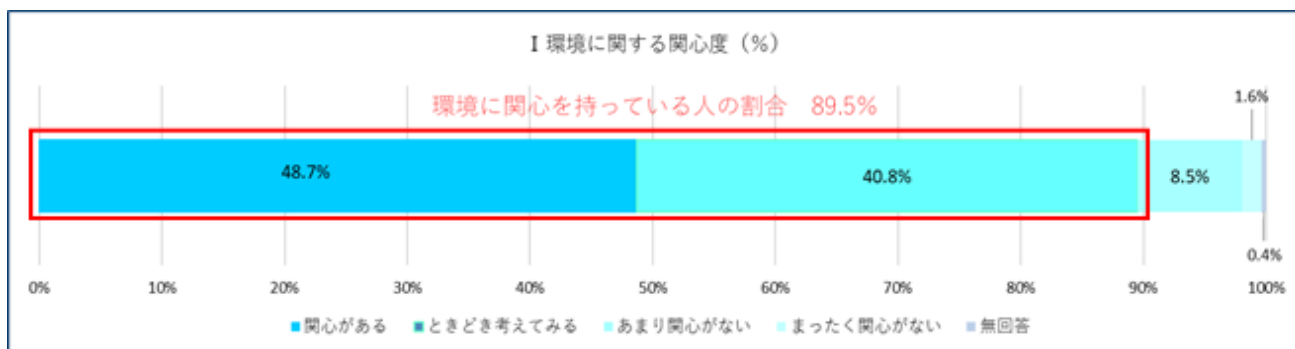
【2020（令和 2）年 11～12 月】

（1）「環境に関する市民等意識調査」の結果概要と傾向

《市民》

市民等意識調査の結果、「関心がある」「ときどき考えてみる」を合わせた市民の約 9 割が、環境問題について関心を持っています。

関心のある環境問題については、「不法投棄など廃棄物の適正な処理」が 12.6%、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」が 11.8%となっており、ごみ・廃棄物に関することが最も関心の高い問題であることがうかがえます。

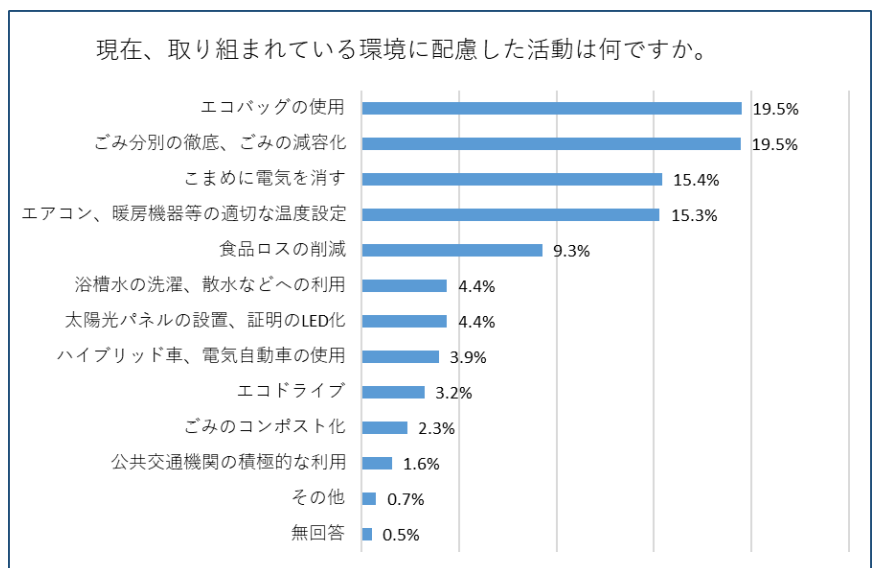
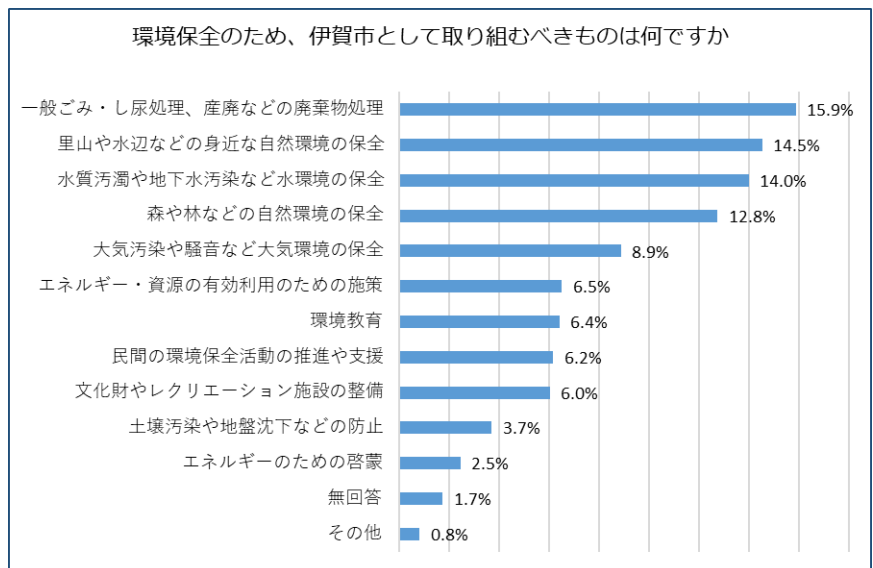


また、本市の現在の自然環境には概ね満足しているが、環境問題として地球温暖化やごみ問題、里山の荒廃を憂慮しており、市として今後も廃棄物問題、水環境保全、里山などの自然環境保全に取り組んでもらいたいと考えている傾向がありました。

環境情報は、主にテレビ・ラジオ、新聞、市の広報、インターネットなどで入手しており、生活に及ぼす影響や環境保全対策について情報不足を感じている傾向があります。

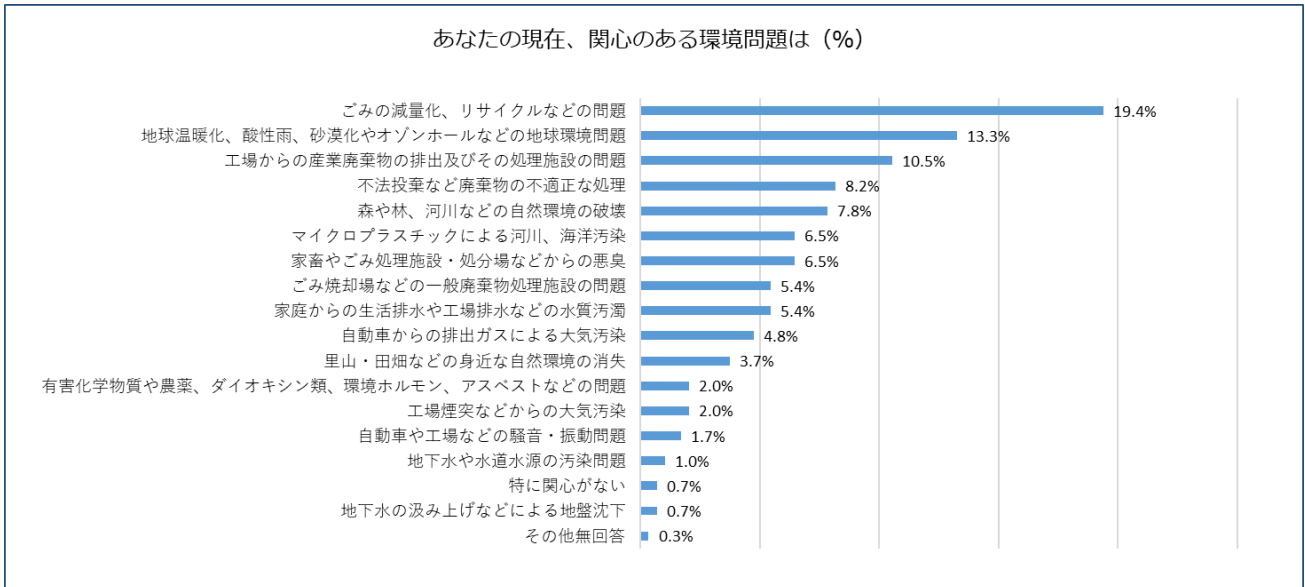
本市のイメージとして、「福祉・医療施設、防災施設が充実し安心して暮らせる街」、「山川などの自然に恵まれた静かな街」がふさわしいと考えている反面、「環境保護」と「暮らしの便利さを求めて開発を進めること」のどちらを優先するかについては、難しい問題と考えている傾向がみられました。

また、環境保全活動に参加したことがある市民が多く、家庭などでは、ごみの分別、減容化、エコバッグを使用した活動を行っている様子が見られます。



《事業所》

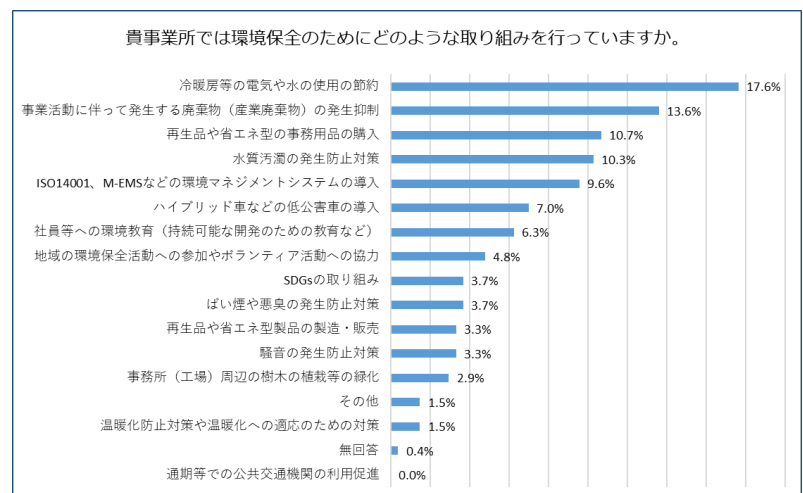
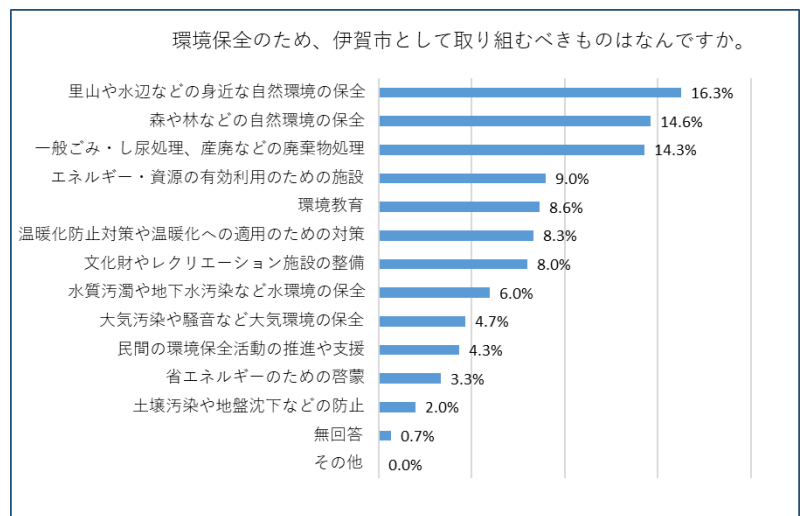
関心のある環境問題については、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」が19.4%で最も高くなっており、次いで、地球温暖化などの地球環境問題が13.3%、産業廃棄物の排出と処理施設の問題が10.5%で、関心の高い問題であることがうかがえます。



また、意識調査の結果から、本市としては、今後も廃棄物問題、水環境保全、里山などの自然環境保全に取り組んでもらいたいと考えている傾向がみられます。

事業所としては、環境保全活動として、冷暖房の電気削減、水の使用節約、廃棄物発生抑制、水質汚濁防止等に努めており、環境に関する関心の高まり、企業のイメージアップにもつながるため、環境保全活動に取り組んでいる様子が分かりました。

一方、環境保全活動に取り組むためには、「経費がかかること」、「時間が少ないこと」、「人手がないこと」が障害になっていると感じていることがみえてきました。



第3章 望ましい環境像実現のために

1 施策の体系

本市では、「総合計画」において7つの分野別の施策・基本事業を設定し、まちづくりを進めています。その分野の一つに「生活・環境分野」を位置づけています。また、基本理念として、「市民」が主体となり地域の個性が生きた自治の形成、持続可能な共生地域の形成、交流と連携による創造的な地域の形成、の3つを掲げています。

国際的な動向及び国、県の環境基本計画の考え方から、持続可能な社会構築のため、環境面の課題への取り組みが、同時に経済・社会面の課題の解決にも貢献する「同時解決」が求められており、「総合計画」の3つの基本理念がとても重要になっています。

2 伊賀流自治の視点から

本市は、「伊賀市自治基本条例」に基づき、住民主体のまちづくり活動の場である住民自治協議会により、各々の地域課題に応じてさまざまな活動を行う伊賀流自治を進めています。地域環境を良好に保ち持続可能な地域社会を築くためには、個人での取り組みだけでなく、地域住民の連携による継続的な活動が大切であり、本市が誕生して以降積み上げてきた伊賀流自治のしくみが重要な社会資源となります。

3 SDGsの視点から

持続可能な社会を実現するためには、市民一人ひとりが、SDGsの趣旨を理解し、行動することが大切です。特に、国は、各々の地域がその特性を活かしながら、環境・経済・社会の統合的向上を実現する「地域循環共生圏」と、そのための目標となる「ローカルSDGs」の概念を示しています。

本計画では、「望ましい環境像」の実現に向け、「基本目標」を策定し、SDGsの17のゴール（目標）と結び付け、各施策を実行することで地域環境を保全し、本市から地域や世界の環境保全に貢献していくことをめざします。

僕の住む伊賀市は、芭蕉さんのふるさと。
大切な環境を次世代へ引き継がないとね。



4 環境基本条例・環境保全都市宣言

本計画では、本市の『環境基本条例』や、「芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ」という『環境保全都市宣言』の理念を掲げています。

伊賀市環境基本条例（抜粋）

前文

わたしたちのまち伊賀市は、恵まれた緑と自然環境と先人たちが築いてきた多くの歴史的・文化的環境を育み着実に発展してきた。

しかしながら、近年においてわたしたちが求めてきた利便性や豊かさとともに社会経済活動の拡大、生活様式の変化などに伴い、身近な自然の減少や環境への負荷の増大など都市生活型環境問題が深刻化し、更には地球温暖化による地球上生物の持続的な生存など地球的規模に係わる重大な問題となってきた状況にあり、経済社会システムや生活様式の見直しなど新たな対応が求められている。

いうまでもなく、わたしたちは、健康で文化的な生活を営むために必要な安心で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次世代に引き継いでいくことの責務を有している。

これらの認識のもと、わたしたちは、市、市民及び事業者並びに市民団体の協力によって人と自然、人と人が健全で共生する快適な環境を確保するとともに、市民の総意として本市の良好な環境の保全と創造に向けて本条例を制定する。
(資料編に全文掲載)

環境保全都市宣言

私たち伊賀市民は、澄んだ空気、きれいな川、緑豊かな自然の中で健やかに潤いのある暮らしができることを願っています。

しかし、近年の社会経済活動や生活様式の変化は、私たちの暮らしに便利さや物質的な豊かさをもたらす一方で環境への負荷を増大させ、人類の生存基盤である地球環境にも深刻な影響を与えています。

私たちは、四方に連なる山々、淀川源流域となる木津川の清流など、芭蕉も愛したかけがえのない伊賀の自然を守り、自然と共生するまちづくりを進めるとともに、良好な環境を次世代へ引き継ぐ責務を負っています。

よって、伊賀市は、市民、事業者及び市が一体となって、良好な環境の保全、環境にやさしい循環型社会の実現をめざし、ここに「環境保全都市」を宣言します。

2005（平成17）年12月21日

伊 賀 市

5 望ましい環境像及び基本目標・基本施策・実践すべき環境行動

国の環境基本計画には「私たち日本人は、豊かな恵みをもたらす一方で、時として荒々しい脅威となる自然と対立するのではなく、自然に対する畏敬の念を持ち、自然に順応し、自然と共存する知恵や自然観を培ってきた。」とあります。そして、このような伝統も踏まえ、最新の科学技術も最大限に活用しながら、環境政策を通じ「持続可能な社会」を構築していく「未来志向の捉え方」が必要であるとしています。

芭蕉の俳諧の理念である「不易流行」とは、「変わらないものの中に新しい変化を取り入れていくこと」とされていますが、先人から引き継いだかけがえのない地域の特色豊かな環境を、現代の私たちの知恵と努力で未来に繋ぐため今こそ頑張る時だと考え、次ページのとおり「望ましい環境像」を設定しました。

また、「望ましい環境像」を実現し、良好な自然環境を次世代に引き継ぐため、6つの基本目標を設定しました。なお、各基本目標を達成するための基本施策と実践すべき環境行動は該当ページに記載しています。

「望ましい環境像」と基本目標のイメージ図

☆伊賀市らしさを活かしたローカルSDGsがめざす「望ましい環境像」☆

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
 「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

基本目標



すべての目標達成のためには、環境教育が重要な要素となります

1 地球環境 … 気候変動への対応等による地球環境の保全



市民・市民団体・地域・事業者・行政の各主体が温室効果ガスの排出抑制等に取り組むとともに、地球環境問題に関する情報提供や啓発を行います。

地球温暖化は、私たちの日常生活や経済活動から排出される二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの濃度の上昇によって起こり、海水面が上昇するだけでなく異常気象を引き起こし、生態系や生活環境等に重大な影響を及ぼしています。

ノーベル物理学賞を受賞された、眞鍋淑郎博士は50年以上前に気候の予測モデルをつくり、大気中の二酸化炭素濃度が2倍になると温度が2.3℃上がるとし、人類に警鐘を鳴らされていました。

今日、大気中の二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の増加により、地球の温度は上昇傾向にあります。

2021（令和3）年、政府は、パリ協定実現のため、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で温室効果ガスを46%削減すること、さらに2020（令和2）年10月の臨時国会で2050（令和32）年までに温室効果ガスの発生量を実質ゼロにする「カーボンニュートラル」に取り組み、脱炭素社会の実現をめざすことを宣言しました。

しかし、地球温暖化問題は、水質汚濁のように人間が直接見るものでないために、判りづらく取り組みにくい問題です。そのため、温暖化に関する情報を積極的に提供して市民の関心を高めるとともに、省エネルギーや温室効果ガス削減に向けて市民・市民団体・地域・事業者・行政の各主体が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、AI（人工知能）、IoT（Internet of Thing モノのインターネット）などのICT（Information and Communication Technology 情報通信技術）を活用することで低炭素化・省エネルギーや資源生産性の向上を進め、経済発展と社会的課題解決を両立させることにより持続可能なまちづくりに取り組みます。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施します。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 本市の温室効果ガスの削減率

2021（令和3）年4月22日に政府は、閣僚が参加する地球温暖化対策推進本部で、日本の2030年度における温室効果ガス削減目標を2013（平成25）年度比で46%削減することを宣言したことから、本市においても温室効果ガスの発生抑制に取り組んでいきます。また、市民、市民団体、地域、事業者においてもエネルギーの削減に取り組んでいきます。

年度	2013 (平成 25)	2025 (令和 7)	2030 (令和 12)
	現況	目標値	
温室効果ガス 排出量合計 (千 t-CO ₂)	1,478	1,138	798
達成率	-	23%削減	46%削減

※2013（平成 25）年度の温室効果ガス排出量合計を基準とする。

基本施策（１）温室効果ガス削減

施策１ 温室効果ガスの排出抑制

- 国、県の計画に沿って、2030（令和 12）年度に、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46%削減するという目標を達成できるよう、本市においても市民・市民団体・地域・事業者・行政が一体となり取り組みます。
- 市は、「伊賀市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で策定した事務事業に取り組みます。
- 地球環境問題や市の施策について、市のホームページや広報を通じ情報を共有し啓発を行います。

施策２ 再生可能エネルギーの推進

- 再生可能エネルギーの普及を図るよう啓発を行います。
- 公共施設での再生可能エネルギー導入推進に努めます。

施策３ 自家用車利用の抑制等の促進

- 自家用車の利用機会を減らし、公共交通機関の利用促進に係る啓発を行います。
- エコカー（電気自動車等）の利用や、エコドライブの推進に努めます。

施策４ 情報通信技術等を活用した持続可能なまちづくりの推進

- DX(Digital Transformation)、IT (Information Technology)、IOT など（以下「DX など」）を積極的に活用し、組織の業務等の効率化を図ります。
- 第一次産業の IT 化を推進し、農作業の省力化・効率化に取り組みます。

基本施策（２）気候変動への適応

施策１ 防災対策の維持

- 豪雨災害等に備え、河川や山林の適正維持に努めます。

施策２ 気候変動に係る啓発

- 地球温暖化に伴う台風の大型化等、気候変動に係る最新情報の発信に努めます。

基本目標1
地球環境

実践すべき環境行動
(市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

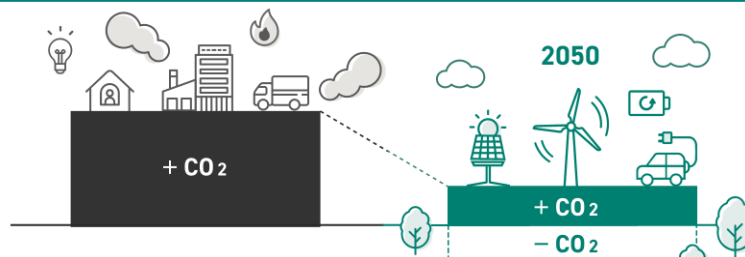
- ・生活スタイルを見直し、夏季等の熱中症予防等に配慮しつつ、省資源・省エネルギーに努める。
- ・通勤、通学時は可能な限り公共交通機関や自転車を利用する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。
- ・電化製品購入の際には省エネルギー型の製品を検討する。
- ・商品運搬等に伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地産地消に努める。
- ・「ごみ分別アプリ」を活用する。
- ・自家用車の利用を減らす。
- ・エコカーの利用に努める。

地域（住民自治協議会等）

- ・緑化運動を推進する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。

事業者

- ・生産設備を購入等する際には、省エネルギー型の選定に努める。
- ・生産設備を稼働する際には、効率的な運転に努める。
- ・自然環境の保全に配慮しつつ、太陽光パネル等の再生可能エネルギー設備の設置を検討する。
- ・リサイクル製品を可能な限り購入する。
- ・国、県、市が行う環境施策に協力する。
- ・商品運搬などに伴って発生する温室効果ガスの排出量削減のため、地域で生産された農作物等を積極的に販売・使用する。
- ・エネルギー消費量を可視化し、省エネルギー管理の徹底に努める。
- ・照明のLED化を促進する。
- ・オンラインミーティングを積極的に活用し、移動等に伴うエネルギーの削減に努める。
- ・DXなどを積極的に活用し、組織の業務等の効率化や製品ロスの削減を図る。



■カーボンニュートラルのイメージ（出典：環境省HP）

2 資源循環 … 持続可能な資源循環の推進



省資源・省エネルギーを推し進め、ごみの排出抑制、
適正処理を徹底し、住みよい環境を守ります。

本市のごみ処理は、現在、伊賀市さくらリサイクルセンター、伊賀市不燃物処理場、伊賀市ストックヤード、伊賀南部環境衛生組合で行っています。しかし、その一方で、ごみのポイ捨て、山林等への不法投棄等公共心や環境マナーに係る問題が多く発生しています。

また、「環境に関する市民等意識調査」で、廃棄物の問題は関心の高い環境問題となっています。大量生産、大量消費、大量廃棄といった生活習慣を改め、資源やエネルギーの利用の節約、効率化、再利用といった社会システムを構築していく必要があります。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ ごみの総排出量

本市では、ごみの減量化、再使用の徹底、リサイクルの推進を啓発し、ごみの排出量を削減していきます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
ごみ総排出量 (単位：t/年)	27,416	25,126	25,052

基本施策（１）ごみ減量化の推進

施策１ ごみの排出抑制

- 「生ごみ処理容器」を保有していない方へ助成金制度を周知することで、購入・利用の促進を図り、ごみの減量化を図ります。
- ごみの減容化の方法やごみの発生が少ない商品に関する情報提供を行います。
- 食べ物を必要以上に作りすぎることのないよう等、啓発等により、家庭系、事業系の食品ロスの削減に努めます。
- 回覧板などのペーパーレス化を促進します。

基本施策（２）リサイクルの推進

施策１ リサイクルの促進

- 4R（リフューズ（断る）・リデュース（減らす）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化））活動のさらなる推進を図ります。
- 現在使用している「ごみ収集分別表」や「ごみ分別アプリ」の記載内容を改訂し、さらにわかりやすくすることでごみ分別、資源化の徹底を図ります。
- 市民や各団体が実施する資源回収活動を促進します。

施策２ リサイクル施設の整備

- さくらリサイクルセンター資源化処理施設等の設備の充実を図ります。

基本施策（３）ごみの適正処理の推進

施策１ 一般廃棄物の適正処理の推進

- ごみ処理に係る経費削減及び効率化を図るため、国が推進する「持続可能な適正処理の確保に向けた、ごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化」を計画的に進めます。
- 一般廃棄物処理計画に基づく効率的な収集や適正処理を行います。
- 焼却施設、さくらリサイクルセンター資源化処理施設等について、適正な維持管理を行います。
- 市外から持ち込まれる一般廃棄物は、適切な監視や指導を行います。

施策２ 産業廃棄物の適正処理の推進

- 産業廃棄物処理施設の新設や既存施設の稼働については、本市の良好な自然環境を守るため、県や関連機関と連携し、指導要綱に基づく指導を行います。

施策3 不法投棄の防止

- ごみの不法投棄の監視に努めるとともに、不法投棄防止のための啓発を行います。

基本目標2 資源循環

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・「生ごみ処理容器」を積極的に活用する。
- ・生ごみを廃棄する場合、しっかりと「水きり」を行う。
- ・再利用を行いごみの減量を行う。
- ・ごみを排出する際には分別を徹底する。
- ・リサイクル製品を購入する。
- ・「ごみ分別アプリ」を積極的に利用する。
- ・ごみのポイ捨て等はしない。
- ・食べる以上に作りすぎない、作る以上に購入しないなど、食品ロスの削減を行う。
- ・マイボトルなどを使用し、プラスチック容器、ペットボトル容器の削減に努める。

地域（住民自治協議会等）

- ・ごみの分別・減量化を推進する。
- ・廃棄物のリサイクルを促進する。
- ・生ごみの堆肥化を促進する。
- ・環境パトロールを実施する。
- ・スマートフォンなどの活用による情報共有のペーパーレス化を検討する。

事業者

- ・廃棄物のリサイクルを促進するとともに、減容、減量に努める。
- ・可能な限り天然資源から製造した原料から再生原料へ使用を変換する。
- ・リサイクル製品をできるだけ購入し使用する。
- ・過去の販売数のデータ等を活用し、事業系食品ロスを削減する。

3 豊かな自然 … 豊かな自然と生物多様性の保全



郷土の恵まれた自然の保全や身近な樹木、
水辺の保全・創出、景観の保全に努めます。

本市域には、溪流、森林等の豊かな自然環境や農村地域の里山等の原風景が点在し、とりわけ、青山地域や大山田地域には国指定の特別天然記念物のオオサンショウウオが棲息しています。森林は、多くの動植物の生息地であると同時に、水源を守ったり、温室効果ガスの一つである二酸化炭素を吸収したり、土砂などの流出を防いだりといったSDGsの目標達成に貢献可能な多くの機能を持っています。このような森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐などによる森林整備を行います。

また、伊賀市、京都府笠置町、南山城村、奈良県山添村で構成する「伊賀城和定住自立圏」は、大阪湾に流入する淀川水系の最上流域に位置する木津川が圏域内を流れ、圏域全体が周囲を山々に囲まれた自然に恵まれた地域で、古くから和銅の道、大和街道、伊賀街道が整備され、都と隣接する交通の要所として重要な役割を果たしてきた「水と歴史でつながる圏域」でもあります。

このような豊かな自然環境は、私たちにとっても、生命の基盤となる貴重な空間であり、かつ多様な自然環境は、環境の健全さを示す指標でもあります。

このようなことを次世代に引き継ぐため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○「伊賀市まちづくりアンケート」関連項目回答の満足度

毎年、本市が実施している「伊賀市まちづくりアンケート」で、施策『環境保全』の「豊かな自然環境が守られ次代へ引き継いでいる」という項目についての回答で、満足度アップをめざします。

年度	2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
満足度(%)	65	68	70

基本施策（１）豊かな自然環境の保全

施策１ 水辺の保全

- 河川や道路の工事は、濁水を発生させないなど生態系に配慮し行います。

施策２ 森林の保全

- 森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐などによる森林整備を行います。
- 市民、NPO やボランティア団体等と協働のもと、里山の保全や持続的整備を推進します。

施策３ 農地の保全

- 「地域計画（旧称人・農地プラン）」や「農地中間管理事業」などの制度を活用し、遊休・荒廃農地の発生抑制、再利用を推進します。
- 地産地消を推進して市内産の農産物の消費量を拡大し、作付面積を増やすことで田園環境や里山の維持、保全に努めます。
- 国の「みどりの食料システム戦略」や環境保全型農業直接支払交付金事業を活用するなどし、有機農業をはじめとする持続可能な農業を推進します。

施策４ 「流域圏 SDGs」の取り組み

- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域構成市町村が連携して、木津川流域の保全、整備、活用に取り組みます。
- 圏域内で連携し、河川環境保全への意識の高揚・定着を図る啓発事業を行います。
- 幼少期から圏域住民としての一体感を養うための交流を通して、エリアプライド（圏域の誇り・自尊心）の醸成に取り組みます。

基本施策（２）生物多様性

施策１ 希少野生動植物種の保護

- 大規模開発については、希少野生動植物種を保護するため、環境アセスメントの実施について、国・県と連携して指導します。
- 希少野生動植物種の保護・育成を行うための支援を行います。
- 希少野生動植物種がみられる河川・湿地帯の保全に努めます。
- 生物多様性を総合的・計画的に保全するため、基本的な方針を定める生物多様性地域戦略の策定を検討します。

施策２ 外来生物への対応

- 特定外来生物については、国や県と連携し、状況把握や情報発信を行います。

基本施策（3）公園の整備や緑化

施策1 公園の整備や緑化の推進

- 公園、緑地の適切な維持管理を行います。
- 公園の計画的な整備を行います。
- 市民農園の貸出し等、自然とのふれあいが図れる施設の紹介を行います。

施策2 緑化の推進

- 事業所等の敷地内で自然を取り入れた緑化推進のための啓発を行います。

基本目標3 豊かな自然

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・ 地域環境を大切にするとともに、外来種等を絶対に放流等しない。
- ・ 貴重な野生動植物を捕獲・採取しない。
- ・ 自然を守る活動に積極的に参加する。
- ・ 家庭菜園、植花、緑化を積極的に行い、身近な緑の確保に努める。
- ・ 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づく圏域連携事業による河川環境保全の取り組みや啓発事業等に積極的に参加する。

地域（住民自治協議会等）

- ・ クリーンウォーク等地域清掃、環境美化に努める。
- ・ 犬・猫のふんの放置等飼養のルールについての注意喚起を行う。
- ・ ごみ集積場の管理を行い、使用ルールの周知に努める。
- ・ 里山の保全・管理に努める。

事業者

- ・ 開発を行う際には、法令や指導要綱を遵守する。
- ・ 工場や事業所の緑化等に努める。
- ・ 地域に点在する農業用ため池の管理に努める。
- ・ 大気汚染、悪臭発生の防止、騒音・振動の発生の防止に努める。

4 生活環境 … 安心・安全に暮らせる生活環境の確保



大気汚染や水質汚濁等の防止、指導・監視の強化（伊賀市環境センターの機能充実等）を図るとともに、有害化学物質の発生抑制、適正管理、情報の提供を行い、市民が健康で安心して暮らせるまちをめざします。

大気汚染は主に自動車や事業所からの排出ガスが原因となっています。特に車社会の浸透により、市内の国道、県道等の幹線道路では通勤時や観光シーズンに交通渋滞が発生しています。

本市を流れる主要河川である木津川、柘植川、服部川、久米川、比自岐川等は、水質汚濁指標である BOD は全体として基準を満たしているものの、生活排水の流入する一部河川では未だに高い値を示しています。

また、様々な化学物質による環境汚染や生態系への影響が懸念され、早急な排出削減対策や化学物質の管理強化を講じる必要があります。

さらに、水循環基本法の改正により、地下水の適正な保全及び利用に関する取り組みや地下水に関する課題についての共通認識の醸成や実態把握など「地下水マネジメント」の推進が必要となっています。

このようなことの対策のため、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 河川水の環境基準達成率

生活排水対策の推進として、国、県等と連携し、河川水質監視に努めます。

本市の環境基準点は、木津川の大野木橋、岩倉橋、島ヶ原橋、柘植川の山神橋、服部川の伊賀上野橋、久米川の芝床橋、及び比自岐川の枌川橋の7地点となっています。

2030（令和12）年度までに、水中の有機物の指標である BOD を全ての測定地点において達成されるよう水質改善に取り組みます。

年度	2019 (令和元)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
調査地点	7	7	7
達成地点	6	6	7
達成率	85.7%	85.7%	100%

基本施策（１）公害発生の防止

施策１ 事業所等への指導・監視の強化

- 事業所等の大気汚染や悪臭防止のために県と連携し、生産工程の設備などによる固定発生源対策の推進に努めます。
- 自動車や事業所等の悪臭や騒音・振動に係る測定・調査の実施及び指導や助言、啓発を推進します。
- 現在、本市では、悪臭の22物質について濃度規制を行っていますが、においを発生する物質はこの22物質以外にも存在していることから、今後は人間の嗅覚によって数値化した臭気指数で規制する方向で検討していきます。
- 水質監視・悪臭測定等、伊賀市環境センター機能を充実し、環境監視の強化に努めます。

施策２ 有害化学物質の適正管理の推進

- 事業所に対し、有害化学物質の排出抑制に関する指導・助言を行います。
- 有害な化学物質についての適正使用や保管に関する情報提供を行います。

施策３ 生活排水対策の推進

- 国、県、関連団体と連携した河川水質監視を実施します。
- 合併処理浄化槽の設置及び維持管理に関する啓発を、生活排水対策重点地域を中心にを行います。

基本施策（２）生活環境の保全

施策１ 土地等（空き家等）の適正管理に関する指導

- 周辺の生活環境保全のため放置することが不適切である状態の空き家について、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく措置を講じます。
- 空き地の雑草等除去に関する条例に基づき、住宅地の空き地等が適正に管理されるように努めます。
- 「伊賀市土砂等の埋立て等による土壌汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づき、市外から汚染された土壌が持ち込まれることがないように努めます。

施策２ 生活環境保全に係る相談

- 野焼きの煙等、生活環境の保全に係る相談や関連情報の発信を行います。

施策3 健全な水循環の維持

- 「伊賀市地下水保全条例」に基づく適正な地下水採取の維持等により、水資源の保全に取り組みます。

基本目標4 生活環境

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・自動車の購入の際には、エコカーの選定に努める。
- ・通勤、通学時はなるべく公共交通機関や自転車を利用する。
- ・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換し、適正な維持管理に努める。

地域（住民自治協議会等）

- ・悪臭・水質・騒音等の監視に努める。
- ・野焼きのルール徹底の周知を行う。
- ・除草活動を促進する。

事業者

- ・社有車の購入の際には、エコカーの選定やエコドライブに努める。
- ・自然環境に関する調査や情報提供に努める。
- ・有害化学物質や汚濁物質の排出抑制を図る。
- ・地下水を採取する事業者は、「伊賀市地下水保全条例」に基づく届出及び取水量の報告を行うとともに、循環利用等により取水量の削減に努める。

5 文化環境 … 歴史・文化を暮らしに活かす文化環境の確保



歴史的・文化的遺産の保全、活用等による文化環境の保全に取り組むとともに、多文化共生社会の実現及び非核・平和と人権文化の確立を進めます。

都市化の進展や開発により身近な自然が減少していますが、城下町として形成された市街地は、大きな災害等の被害を受けずに残っており、2016（平成 28）年に全国 33 カ所の「山・鉾・屋台行事」の一つとしてユネスコ無形文化財に登録された「上野天神祭りのダンジリ行事」など、城下町の人びとの暮らしに溶け込んだ文化が今も大切に残されています。一方、周辺地域は溪流、森林など豊かな自然の景色が点在しており、こうした城下町をもとに形成された中心市街地と、自然と調和のとれた農山村の原風景のなかで、本市の文化環境は育まれてきました。現代的な課題として郊外への都市機能の拡散が進んでいる状況ながら、2018（平成 30）年策定の「伊賀市立地適正化計画」の理念として、中心市街地を広域的拠点とし、各地域拠点とを結ぶ「多極ネットワーク型コンパクトシティ」をめざしてまちづくりを進めています。

文化は、美術や音楽、文学等の創造や鑑賞にとどまらず、人が自然や社会との関係の中で身につけていく価値観や、衣食住をはじめとする暮らしや立ち居振る舞いなど、人と人との生活すべてに関わるものです。先人たちの築き上げた歴史的・文化的遺産と、何世代にも亘って大切に守ってきた豊かな自然との調和を保ちながら、心豊かな社会と生活を次世代に引き継ぎ、個性と魅力あるまちづくりを更に進めます。

また、本市は外国人住民が5千人を超え、人口の約6%を占めています。多様な価値観や様々な視点を受入れ、より暮らしやすい地域社会をともに創造します。

さらに、人の営みによって環境に影響を与える深刻な問題として、戦争等による大規模な環境破壊があります。戦争等は重大な人権侵害であるとともに、全世界が長年に亘り様々な状況を乗り越えて進めてきた、地球環境保全の取り組みを大きく後退させる暴挙です。

一方、本市は「伊賀流忍術発祥の地」としての認知度が高く、世界各国から外国人観光客が訪れる観光地としての側面があります。外国人観光客に本市の歴史や文化、そこに暮らす人々を知ってもらうことは、小さくとも世界平和につながる一歩であると考えます。

こうした環境保全の視点を踏まえ、改めて、戦争等のない社会を築くための基礎となる平和尊重の意識を持ち、日常生活の中で差別や格差を解消する「人権文化」の確立を進め、環境破壊を許さないまちづくりに取り組みます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

○ 「伊賀市まちづくりアンケート」関連項目の満足度

毎年、本市が実施している「伊賀市まちづくりアンケート」で、施策『歴史・文化遺産』の「歴史や文化遺産を守り、未来へと引き継いでいる」という項目についての回答で、満足度アップをめざします。

年度	2020 (令和2)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
満足度(%)	67.2	68.0	69.0

基本施策（1）文化環境の維持

施策1 歴史的文化的施設の保全・管理と有効活用

- 周辺の自然環境や生活環境と調和した歴史的文化的環境の適切な保存管理を行います。
- すべての文化芸術活動の充実を図るための環境整備を図ります。
- 歴史的・文化的遺産を地域資源として活用し、文化芸術環境づくりを進めます。
- 文化活動への参加等を促進し、文化芸術の持つコミュニケーション力や表現力、共感性、想像力等の社会包摂機能を活かし、市の社会的課題の解決に取り組みます。

施策2 郷土の歴史が育んできた文化環境の保全

- 松尾芭蕉等先人たちの遺産である郷土の文化環境に触れる機会をつくります。
- 郷土の豊かな自然環境を舞台にした伝統的行事などの保存と継承に努めます。

基本施策（2）多文化共生と地域環境づくり

施策1 多文化共生意識の醸成

- 国籍や言語を超えた交流行事等により、多様な文化を受け入れる意識を醸成します。

施策2 外国人住民等の地域社会への参画推進

- 外国人住民等が様々な地域活動に参画し、環境保全に貢献できる機会をつくります。
- 災害や感染症拡大等緊急時を含む、生活環境を守る協働体制を確立します。

基本施策（3）環境保全の基礎となる平和尊重の推進

施策1 戦争等による環境破壊を許さない啓発事業

- パネル展等により、環境保護の基礎となる平和尊重の意識啓発を行います。
- 次代を担う若い世代が、核兵器の恐ろしさや平和の尊さを学ぶ事業として、伊賀市非核平和推進中学生広島派遣事業等を行います。
- 様々な機会を通じた啓発により、平和な社会を脅かす差別や格差を許さない人権文化の確立に努めます。

基本目標5 文化環境

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・ 歴史的文化的遺産や伝統行事等に触れ、郷土の文化や自然への理解を深めるとともに文化環境の保全に努める。
- ・ 歴史的文化的遺産を積極的に活用するとともに、自然や社会のなかで身につけるべき価値観や生活習慣を学ぶ。
- ・ 講演会やパネル展等に積極的に参加し、平和尊重や人権意識の向上に努める。
- ・ 国籍や言語を超えた交流行事等に参加し、多様な文化芸術に触れ、積極的に文化芸術活動に取り組む。
- ・ 外国人住民等は、地域社会の一員として地域活動に積極的に参画する。

地域（住民自治協議会等）

- ・ 文化事業の実施により、地域住民が文化芸術に触れる機会を創出する。
- ・ 伝統行事や歴史遺産の保全・継承を行うとともに、後継者の育成を図る。
- ・ 外国人住民等に災害時の避難情報など、必要な情報が届く仕組みづくりや地域活動に参画できる体制づくりを進める。
- ・ 講演会やパネル展、人権啓発地区別懇談会等を開催し、平和や人権の啓発を行う。

事業者

- ・ 文化芸術活動への参画や支援を行い、文化振興に係る社会貢献活動や保全に努める。
- ・ 歴史的文化的遺産を積極的に活用するとともに、文化環境の保全に努める。
- ・ 外国人労働者に情報格差などの不利益が生じないよう十分配慮する。
- ・ あらゆる場面や機会を通じて平和尊重及び人権に係る啓発を行う。

6 環境教育 … 環境教育・環境学習の推進



人と環境の関わりについての理解と認識を深めるための環境教育・環境学習を推進し、環境に配慮した行動を取れるような人材の育成を図ります。

今日における環境問題は、私たちの日ごろの生活・行動が様々な面で環境に影響を及ぼしており、その因果関係は複雑多岐に渡っています。このような問題に対処するためには、市民・NPO・地域の団体・学校・企業・行政等多様な主体が参加し、環境負荷を減らし、豊かな自然環境を保全・創造していくための、共通の仕組みを作っていくことが重要です。

さらに、先人たちの築き上げた歴史的・文化的遺産と、何世代にも亘って大切に守ってきた豊かな自然との調和に基づいた文化環境について学ぶとともに、多文化共生による地域環境づくりや環境保護の基礎となる平和尊重についての意識啓発に取り組みます。

また、環境保全への取り組みに際して、日常における生活や日ごろの事業活動等において、それぞれが環境にやさしい行動の実践を行っていくことが重要です。そのために、お互いの環境保全に対する意識啓発や情報の交換を図り、家庭、学校、職場、地域等での環境教育、環境学習を推進していくことが必要不可欠です。

本市は、豊かな自然がまだ数多く残っており、これらを環境教育の場として活用し、自然体験を通じた環境保全意識の向上を図っていくことも考えられます。

このような活動をさらに広げていくために、以下の施策を実施していきます。

〈基本目標達成のためにめざすべき数値目標〉

- 出前講座・環境活動のさらなる充実を図るとともに、本市ホームページ（HP）で環境啓発等の動画配信を行い市民の環境意識の向上につなげます。

年度	2021 (令和3)	2025 (令和7)	2030 (令和12)
	現況	目標値	
市の環境講座 各年度の開催回数	0	2	4
講座受講者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7
本市HPに掲載した 啓発動画の平均視聴 件数	0	50	100
動画視聴者の満足度 (5段階評価)	-	3.5	3.7

基本施策（１）環境教育・環境学習の充実

施策１ 環境教育・環境学習の体制づくりの推進

- 各学校において、学習指導要領に基づき、発達の段階に応じた「環境教育に関する全体計画」を作成し、各教科や総合的な学習の時間、特別活動などにおける環境に関する教育の充実を図ります。
- 「学校環境デー」として、毎年６月５日を基準日とし、各校で家庭・地域等と連携した取り組みを推進します。
- 「ノハナショウブの保護活動」や「菜の花プロジェクト」など、地域や学校の実態・特性を生かした環境美化・環境保全活動に取り組みます。

施策２ 小中学生向け環境教育及び大人向けの環境教育の推進

- 市民講座や学習会等で、伊賀市環境センター及び伊賀市浄化センター「さらら」の職員による環境学習講座を開催します。
- 歴史的・文化的遺産を保存・継承し、豊かな自然との調和に基づいた文化環境を守るため、本市の歴史や風土、自然環境などについて理解を深める講座を開催します。

施策３ 体験型環境教育の推進

- 自然観察会や野外実習等を通じた体験型の環境教育を行います。
- 資源ごみの回収、ごみクリーン活動を通じた体験型の環境学習を行います。

施策４ 人材の育成と活用

- 市職員が率先して環境知識や意識向上を図るため「伊賀市 EMS」の取り組みを通して自覚研修等を推進します。
- 環境活動に携わっている人や有識者に講師を依頼するなど、積極的に環境学習や研修等を行っていきます。
- 本市の HP を活用して、多文化共生による地域環境づくりや環境保護の基礎となる平和尊重も含めた環境保全のための意識啓発に関する動画を発信していきます。
- 本市の環境政策を担う人材の育成を計画的に行っていきます。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、幼少期から圏域住民としての一体感を養うための交流を通して、エリアプライド（圏域の誇り・自尊心）の醸成に取り組みます。

基本施策（２）環境保全活動への参加の啓発

施策１ 環境保全活動の体制づくりの推進

- 市民・市民団体・地域・事業者等による自主的な活動の活性化を促進するため、助

言や支援を行います。

- 市民・市民団体・地域・事業者・行政等が協力して環境保全活動に取り組みやすい体制づくりを推進します。
- 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集・整理し、環境セミナー等を通じて、市民・市民団体や地域及び事業者へ情報発信します。

施策2 環境保全活動に対する意識啓発

- 市民、市民団体、地域や事業者向け出前講座等により、環境保全活動に関する情報を提供することで、環境保全活動への意識の向上を図ります。
- 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づき、圏域内で連携し、河川環境保全への意識の高揚・定着を図る啓発事業を行います。

基本目標6 環境教育

実践すべき環境行動 (市民・市民団体・地域・事業者)

市民・市民団体

- ・ 環境教育・環境学習に積極的に参加する。
- ・ 資源ごみの回収、ごみクリーン活動等に積極的に参加する。
- ・ 「伊賀城和定住自立圏共生ビジョン」に基づく圏域連携事業による河川環境保全の取り組みや啓発事業等に積極的に参加する。

地域（住民自治協議会等）

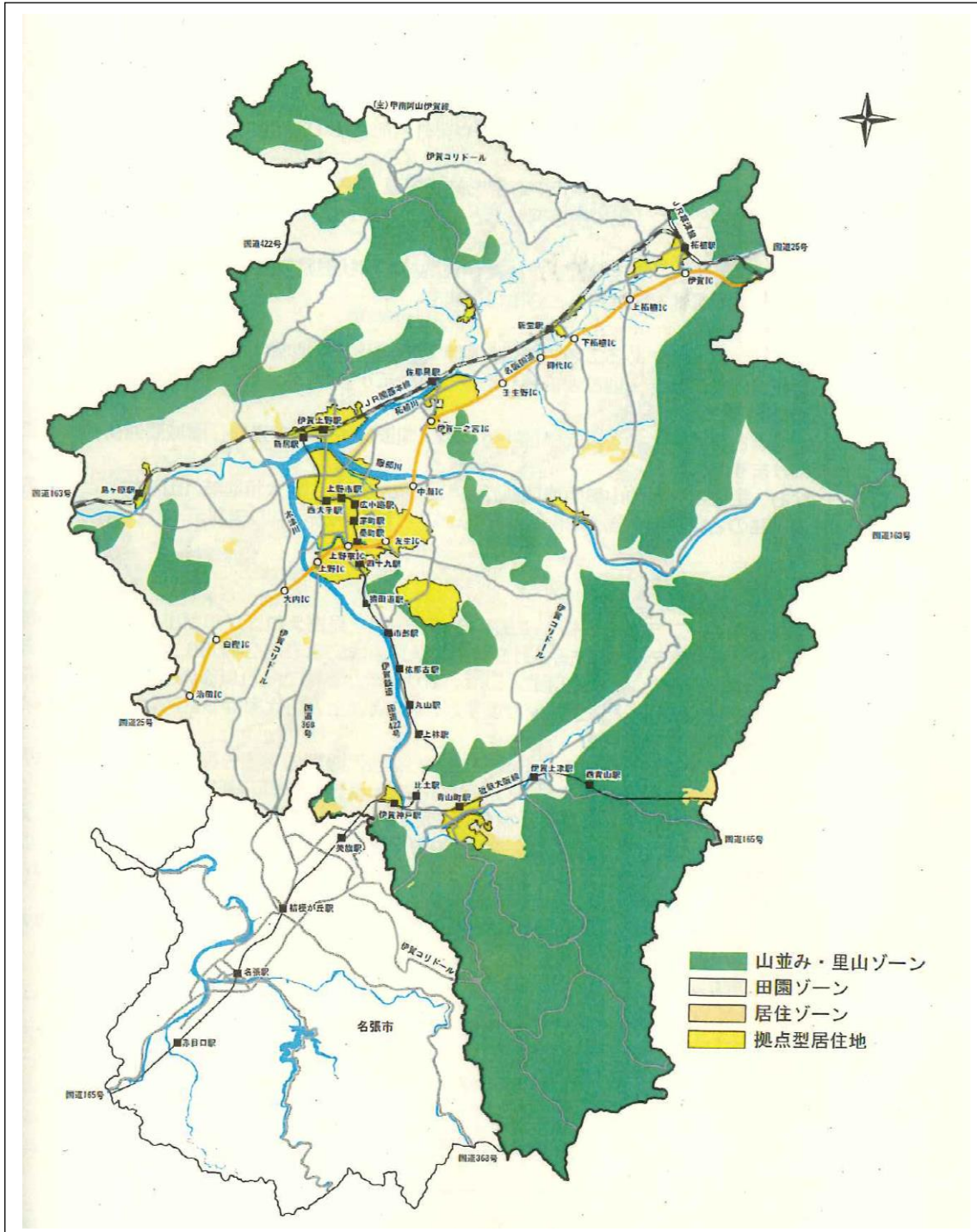
- ・ 環境についての研修会を開催する。
- ・ 広報誌等で環境情報について啓発を行う。
- ・ イベント等の機会を捉えて啓発活動を実施する。
- ・ 環境マップを作成し、地域の自然環境や課題などを知る活動を行う。

事業者

- ・ 環境に係る新技術、先進事例、国等のエネルギー施策の最新動向について積極的に情報収集し、導入の検討を図る。
- ・ 環境研修等を通じて要員の育成を図る。

地域別の環境配慮

本市は、城下町を中心とした市街地、市街地を取り巻く農住地や森林があり、その土地利用や自然環境の現況や特性を考慮した環境配慮も必要になります。



■伊賀市ゾーニング図

居住ゾーン

現在、市街地や開発が行われているゾーンを、これからも商業や産業の中心的な地域として、市民の都市的で生活を支える市街地地域として位置づけます。

市街地地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①建築物を建設する際には「伊賀市ふるさと風景づくり条例（景観条例）」を遵守し、景観に配慮します。
- ②開発に対して、自然との共生、資源循環型社会の形成等に配慮した計画に努めます。
- ③一定規模以上の建築物の新築や改築の際には、建築物省エネルギー法に従った構造とします。
- ④公園、緑地の充実や緑化推進に努めます。
- ⑤交通渋滞の緩和に努めます。
- ⑥看板などは良好な都市景観に配慮します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及に努めます。
- ⑧歴史的建造物、遺跡の保全に努めます。

田園ゾーン

伊賀盆地に広がる豊かな農地と農村エリア、その背景をなす中山間エリアを農住地域と位置づけます。

農住地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①農地の保全、管理を進めます。
- ②ため池、湿地帯等に分布する湿地性植物や水生生物の保護に努めます。また、希少動植物の保護に努めます。
- ③良好な河川水質を維持し、安全な飲料水の確保に努めます。
- ④休耕地を有効に活用します。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦合併処理浄化槽の普及や特定環境保全公共下水道及び農業集落排水エリアの水洗化率の向上に努めます。
- ⑧地球温暖化へ適応した品種を栽培します。
- ⑨不法投棄の監視及び啓発に努めます。

山並み・里山ゾーン

鈴鹿国定公園、室生赤目青山国定公園やその周辺の森林エリアを森林地域と位置づけます。

森林地域では、以下の環境配慮が必要とされます。

- ①放置されている森林について適切な管理をし、森林の持続的整備に努めます。
- ②豪雨時に地滑り、山崩れが無いように緑地機能回復等の治山を行います。
- ③野生生物の生育、生息調査を行い、希少な野生生物の保護に努めます。
- ④市民、市民団体、地域、事業者等と協力し、森林の持続的整備に努めます。
- ⑤コンポスト等の有機肥料の使用を促進します。
- ⑥体験学習等を通じ、環境保全教育の場として活用します。
- ⑦自然歩道の整備を行い、市民や来訪者が自然と触れ合える場所を提供します。
- ⑧不法投棄の監視及び啓発に努めます。

第4章 計画の推進

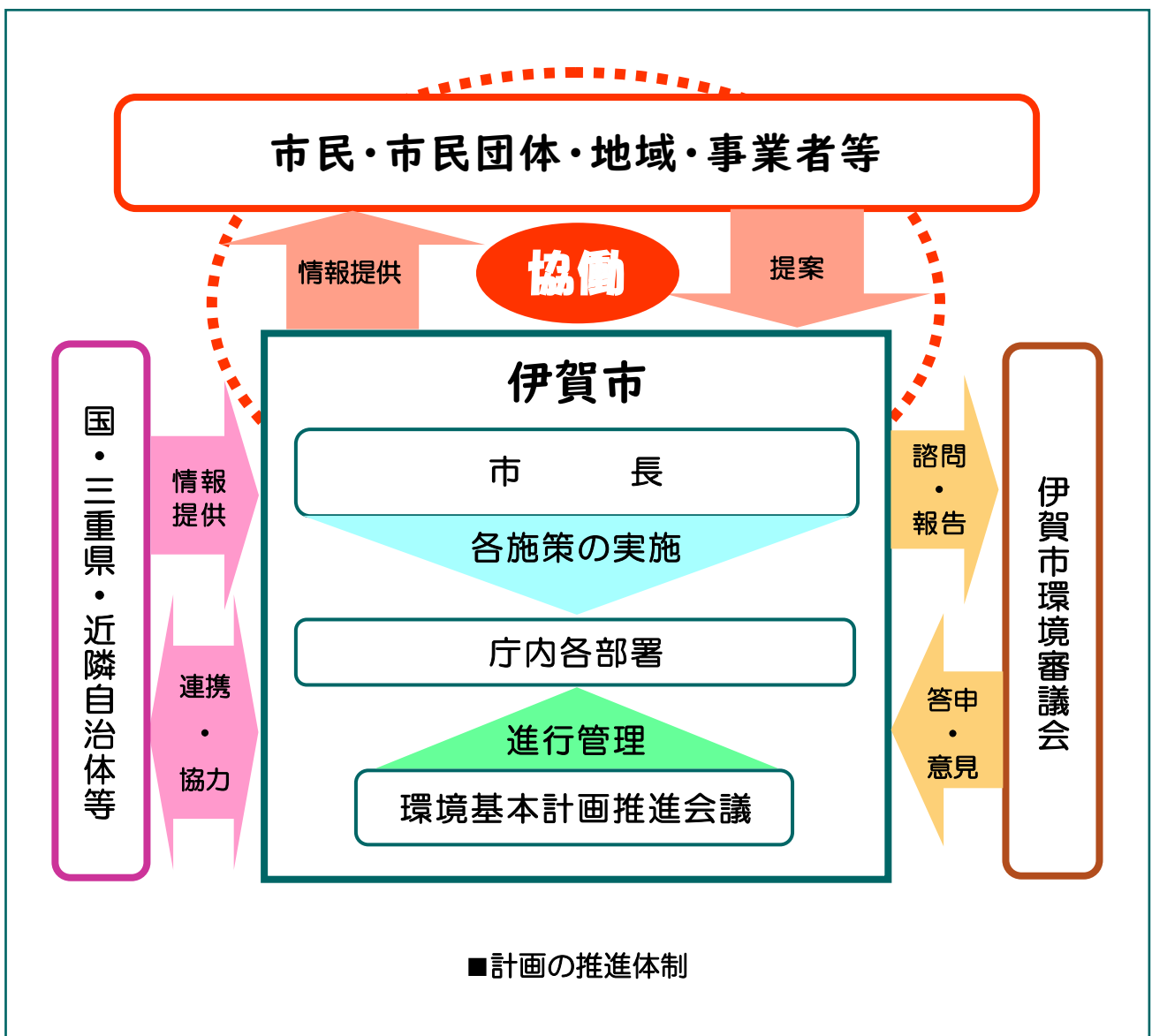
1 計画の推進体制

本計画は、市民、市民団体、地域、事業者、行政等の取り組みにより推進されます。

それぞれの主体が協働して本計画を推進するにあたり、各主体は連携を強化していかなければなりません。各施策は、それぞれの主体において取り組むなかで、国の補助制度等有利な財源を有効に活用するなど、適切に施策を推進していきます。

また、本計画は、「総合計画」など、市の他の計画と一体となって取り組む必要があることから、庁内に伊賀市環境基本計画推進会議を設置し、本計画を効果的に推進するとともに、各部署と協力・連携を図ります。

さらに、国・県・近隣自治体等からも十分に情報共有を図り、連携し協力していく必要があります。



2 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクル（PLAN-DO-CHECK-ACTION）に基づき、計画策定-実行-評価-改善を行うことで、継続的な改善につなげていきます。計画の進行に関しては、本計画に基づく実行計画を策定し、毎年度当初目標を設定し(PPLAN)、取り組みを行い(DO)、年度末に取り組み成果を評価し(CHECK)、目標の見直し（修正）(ACTION)を行い、次年度の目標に反映させていきます。なお、計画の進行管理については、庁内に設置する伊賀市環境基本計画推進会議において検討の上、伊賀市環境審議会において確認いただきます。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて、計画期間中に関わらず見直す場合があります。

「望ましい環境像」実現のための PDCA サイクル

☆伊賀市らしさを活かしたローカル SDG s がめざす「望ましい環境像」☆

～いまがんばれば未来が変わる!! 芭蕉も愛した伊賀の国!～
「豊かな恵みのなかで、人と自然が共生するまち伊賀」

